

議案第 67 号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第 291 条の 11 の規定により本議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日

三朝町長 松浦 弘幸

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年鳥取県指令第 200600154870 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 略	1 略
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4～6 略	4～6 略

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。